

文化財保存の広域化における 現状と諸問題

滋賀県の文化的景観をおもな事例として

Current Situation of Widely Spread Cultural Properties and Problems :
Taking Cultural Landscapes in Shiga Prefecture as Main Examples

青木隆浩

AOKI Takahiro

①はじめに

②文化的景観の選択と保護

③全国的な文化的景観の動向

④重要文化的景観の現状

⑤まとめ

【論文要旨】

近年、世界遺産の制度に「文化的景観」という枠組みが設けられた。この制度は、文化遺産と自然遺産の中間に位置し、かつ広い地域を保護するものである。その枠組みは曖昧であるが、一方であらゆるタイプの景観を文化財に選定する可能性を持っている。

ただし、日本では文化的景観として、まず農林水産業に関連する景観が選定された。なぜなら、それが文化財として明らかに新規の分野であったからである。だが、農林水産業に関連する景観は、大半が私有地であり、公共の財産として保護するのに適していない。また、それは広域であるため、観光資源にも向いていない。

本稿では、日本ではじめて重要文化的景観に選定された滋賀県近江八幡市の「近江八幡の水郷」と、同県高島市の「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」をおもな事例として、この制度の現状と諸問題を明らかにした。

【キーワード】文化的景観、近江八幡市、高島市、琵琶湖